



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名



5

### 原告第15準備書面

令和5年6月30日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進



15

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行



20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



原告らは、被告の第11準備書面に対し、以下のとおり再反論する。

25

1 2 (1)について

(1) まず、被告は、原告が「データや関連資料について神戸市がもっぱら保持・把握している」（情報の偏在）と指摘したことに対し、「住民への周知」という問題にすり替えて「反論」しているが、「情報の偏在」を指摘した原告に対する反論になっていないことを指摘しておく。

その上で被告主張に対し以下の通り反論する。

(2) 被告は「『としけいかくミニニュースNo.4』（平成25年9月発行）で実施計画書の要約や今後の予定を説明している」などと主張する。

しかし、「実施計画書」（平成25年8月）は全125頁の大部であるのに対し同ニュースにおける「実施計画書の要約」はA4判半頁に過ぎない（甲B5号証2枚目左頁）。また「今後の予定」についても、同じく半頁で「実施計画書の公表・縦覧」から「現地着手」までのフローを示しているのみである（同）。これでは被告のいう「説明した」とは到底認められない。

(3) また、被告は「『としけいかくミニニュースNo.5』（平成26年2月）では、・・・環境影響評価の結果を公表」などと主張する。

しかし、神戸市のいう「環境影響評価書（案）」は全561頁及ぶものであるのに対し同ニュースで「公表」されたのはA3判2頁に過ぎず質量ともに「公表」と言えるようなものではないこと、さらには条例上定められている「要約書」（神戸市環境影響評価等に関する条例 10条1項）も作成されておらず、被告神戸市の地元住民に対する情報提供への姿勢がきわめて消極的であったことも既に指摘した通りである（原告第1準備書面1）。

被告は「『としけいかくミニニュースNo.6』（平成26年8月）では、環境影響評価書の概要をわかりやすく説明するとともに、」などとも主張するが、同ニュースでの情報提供が不十分であることは「紙面の制約もごさいますので」（甲B7号証）と被告自身も自覚し、それを認めている。

(4) さらに、被告は同ニュースで「（環境影響評価書について）ホームページで

公表されていることや須磨区役所・・・などで閲覧できることを認識できるようにしている」などとしているが、評価書は全596頁に及ぶものであり、地元住民が神戸市のホームページから打ち出し、あるいはスクロールしながら閲覧することは非現実的で事実上不可能であり、最大の利害関係人である地元住民への情報提供というにはあまりにも形式的で不十分と言わざるを得ない。

これでは一般人である住民が環境影響評価書の当否について判断できるはずがなく、これらをもって「説明した」とする被告の主張は地元住民の実情を無視した手前勝手な主張である。

(5) なお、上記「としけいかくミニニュース」では、須磨多聞線（西須磨）整備が地元地域に与える負の面についてまったく触れられていない。この点は、原告第11準備書面1で主張したとおりである。

## 2 2(2)について

被告神戸市は被告が主催した「説明会」等について「いずれも神戸市職員に対する質問の機会や住民同士で話し合う機会が設けられており、神戸市の一方的な説明に終始したわけではない」などと主張する。

しかしながら、それら「説明会」等はいずれも須磨多聞線（西須磨）整備を前提とするもので、地元住民が求める同線整備の必要性や合理性について実質的な協議を行う場とはなっていなかった。地元当該3自治会（桜木町自治会、須磨天神町自治会、西須磨東部自治会）は、平成26年当初より同線整備を前提とする「説明会」を拒否しており、また、地元3自治会と西須磨都市計画道路公害紛争調停団で構成する西須磨4者会議は平成26年12月1日以降、説明会等が開かれるたびに被告神戸市長に対し「抗議文」（総数31件）を提出している。このことは、記録上（甲C3号証48頁及び同54頁以下参照）明らかである。その内容についても甲C3号証40頁表2の通りである。

これら神戸市主催の「説明会」はほぼ毎回判で押したように全体で90分、開

始30分は神戸市当局が資料を読上げての一方的な「説明」を行い、その後約60分が質疑応答であるが、出席者からの質問は原則として1人1問とされていた。したがって「説明会」の実態は被告の言うように「質問の機会」が設けられていたなどとは到底言えないものであった。

5       また、平成27年9月から10月に3回にかけて行われた「ワークショップ」は、第1回及び第2回とも出席者の約半数が神戸市の「出席要請」（動員）により参加したもので、10月6日に桜木町で開かれた第3回ワークショップは地元出席者の反対で混乱したため開会24分で流会となっている。これらワークショップ等の実態については平成28年12月21日付文書「説明会等の記録送付について」（甲C3号証72頁～86頁）で被告久元喜造神戸市長にも送付している。

10       その他「説明会」等についても甲C3号証40頁～123頁に述べたとおりである。

15       以上から、被告主催の「説明会」等では地元住民と神戸市当局との十分な意見交換や話し合いの場が保証されていたとは到底認められず、文字通り「形式的な場」であったことは明らかである。

      よって、被告の「説明会等は工事着手に向けて外形を整えるために行われたものではない」との主張は事実と異なり失当である。

20   3   2(3)について

      被告の主張の意味がよく分からないが、要するに「形式的合法性が担保されている以上、事業を進めるについて地元住民（市民）との約束を守らず、あるいは市民の知る権利を無視し、さらには市民を騙すに等しい行為を行ったとしても（法的には）何でも許される」というものと思われる。そして、そうである以上

25   「議論する余地はない。」というものである。

      このような理解を前提にする限り、被告の主張は独善極まる驚きの内容であ

り、主権者である市民への説明責任を放擲し、市民の異議申立ての権利すら顧みない許し難い主張である。

そもそも、民主主義に基づき正当性が裏付けられている地方公共団体である神戸市が、主権者たる市民に対し「議論の余地がない」などということ自体、自己否定であり、かつ傲慢であるばかりか民主主義をも否定するものである。また住民訴訟である本件裁判上のこのような主張は憲法第32条で保障された「裁判を受ける権利」をも侵害するものである。

なお、仮に手続きの不備が直接的に「都市計画決定の違法性を左右するものではない」としても、その事業実施段階において民主的手続きが担保されていたかどうかは、法的社会的正当性を評価する上で重要な要素となるべきものである。

#### 4 3 (1)について

被告が行った独自調査（被告の言うところの「環境影響評価」）に「準じる」の意味について、被告は「神戸市環境影響評価等に関する条例と同等の手続き、評価項目で環境評価を行ったこと」と説明する。

しかし、「意見募集」「説明会の開催」の実態は上述のとおりであり、また、上記条例10条1項定められた「環境影響評価書（等）を平易に記載した書類（要約書）」についても作成されていない。

さらに「調査項目」「（環境影響評価審査会と同等の）学識経験者からの意見聴取」についても原告第11準備書面5頁4（4）の通りである。

なおアセス業者の紹介である「学識経験者」の指摘・意見でさえも、例えば大気質調査について「PM2.5を含めるべき」ことや、あるいは騒音について「ある程度高めの速度設定も検討すること」など、被告にとって都合の悪い指摘・意見は無視されている。

以上から、被告の言うところの「環境影響評価」なる調査の実態は、「環境影響評価等に関する条例と同等」などとは到底言えないものである。

5 なお、環境影響評価書の騒音に関する「環境保全措置の検討3）」（6-2-6  
7頁）には「環境保全措置を実施する事業者（建設局道路部工務課＝当時）とし  
て、・・・『遮音壁の設置』及び『排水性舗装の敷設』を採用することとした」  
との記載があり、同調査が建設局工務課の土木技術者が勝手に決めた保全措置を  
前提に評価していることが明らかであることから、同調査が着工へ向けた形式的  
なものであったことは明白である。

### 5 3(2)について

10 被告は「環境影響評価を行うことについては神戸市から第32回調停期日に提  
案された」もので、「調停団から回答があった。」ので一方的にスタートしたも  
のではないなどと主張する。

15 しかし、被告の主張する「提案」と称するものは、第32回調停期日当日の平  
成21年11月27日に当日付で提出された「被申請人（神戸市）意見書」（A  
4判4頁）の2頁目（別紙）記第5項に「神戸市環境影響評価等に関する条例に  
準じて、須磨多聞線の整備に伴う沿道環境への影響を予測し、必要に応じて環境  
保全措置を講じる。」とわずか2行のみの記載であったことは乙第20号証の通  
りである。

20 そして被告が「回答があった」と主張する平成23年2月23日付申請人（住  
民側）意見書」（甲D73号証：平成23年2月23日付「意見書」）4頁（5）  
で住民側は「被申請人（神戸市）の提案に同意することはできない。」と明確に  
拒否している。

これらをもって「神戸市が一方的にスタートしたわけではない」などと平然と  
主張する被告の態度は不誠実であり、かつ欺瞞的である。

### 25 6 3(3)について

被告はPM2.5の調査について「被告の主張する『予測手法』は（「測定手

法」ではなく) 文字通り『予測手法』である。」と説明する。

では、この「予測手法」とはいかなるものか説明されたい。

#### 7 3(4)について

- 5 被告が独自調査(被告のいう「環境影響評価」)において意見を聞いたとする学識経験者については、アセス受託業者(発注課はアセス実施課と同じ建設局道路部工務課=甲B40「環境影響評価業務委託に係る契約の締結及び経費の支出について」)から被告が紹介を受けたものであり、費用も業者が負担していることは証拠(甲B32号証、同33号証)上明らかである。
- 10 これをもつてもなお、「可能な限り中立的な最善の方法」などとする被告主張こそ全く理解できない。

#### 8 4について

- 15 被告は独自調査の大気質の調査対象が3項目にとどまることについて「神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル(乙33号証)においても、大気質としてこの3項目が調査対象となっており、調査対象がこの3項目にとどまる理由としては十分である」などと主張する。

- 20 しかし、被告が示す同マニュアル48頁の表は【行為等と環境要素との関連表(具体例:道路)】となっており、そこで示される3項目はあくまで「例」に過ぎず、「3項目調査で足りる」根拠にはなっていない。

- 25 また、被告が言う学識経験者(専門家)へのヒヤリングにおいてさえも、大気質調査について「PM2.5の基準値を追加すべきである」「一酸化炭素、光化学オキシダントを追加すべきである」などと指摘されている(甲B29号証4-1頁及び4-4頁)にもかかわらず追加されていない。このことから大気質調査が3項目にとどまることが不十分であることは明らかである。

9 5について

被告は、「インパクト値」について「一般的な指標とはいえない」、「その判断基準は判然とせず、評価基準として適切とは言えない」などと主張する。

5 ここでいう「インパクト」とは「事業によってもたらされた変化」をいい、「インパクト評価」など一般的に使用されている中立的概念である。本件の「インパクト値」とは難しいものではなく「須磨多聞線（西須磨）が整備されたときに地域環境はどの程度悪化あるいは改善するのか」（事実）ということであり、このことについては被告が実施した独自調査によっても一定程度把握できる。

10 そして、このことは「生活者としての地域住民」にとってはきわめて重要な関心事である。例えば神戸市の「事業実施区域では、現状よりも騒音が大きくなりますが、環境基準を満足しています」との説明（甲B29号証4-12頁⑧「事業者の見解」より）について、実態をより正確に理解（「ごまかされない」）するためには、実際に現在の生活環境がどの程度変化するのかを表す「インパクト値」は必須であり、素人である地元住民にとっても一目瞭然で「どうなるのか＝  
15 変化」を理解できる。このことは事業実施主体である被告にとってはなほ都合が悪いために頑なに「インパクト値」を認めようとしなないと思われる。

なお、被告は「中央分離帯に防音壁を設置する」（月見山交差点以東の中央幹線部分）ことについて「全国的に見て名古屋に1例あるのみ」との原告の指摘に対し、「複数の採用実績を確認しており、事実誤認がある」とする。

20 しかし、原告らの「1例あるのみ」との指摘は平成26年6月11日に建設局道路部工務課新見達彦課長及び同課中山徹係長と西須磨都市計画道路公害紛争調停団事務局との面談時の説明に基づくもので、それが「事実と異なる」というのであれば両名の説明が「誤っていた」ことになり、その責任は被告自身にある。

25 なお、この点については地元住民にとって重要事であることから、被告が「複数の採用実績を確認している」のであれば「どこで、いつ設置され、効果はどうであったのか」、その「具体的評価」をぜひ明らかにされたい。



以上